

事務連絡  
令和6年(2024年)10月9日

関係各位

箕面市健康福祉部高齢福祉室長  
箕面市健康福祉部障害福祉室長  
箕面市子ども未来創造局子どもすこやか室長

電気・ガス料金高騰の影響を受けた介護施設等への  
支援金交付申請の受付期間延長について（通知）

平素は本市行政各般にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、国による電気・ガス料金の激変緩和事業の開始以降も、現に電気・ガス料金高騰の影響を大きく受けている介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等に対し支援金を交付することとし、令和6年7月下旬に箕面市ホームページ及び各事業所あてメールにてご連絡しましたとおり、9月30日まで支援金交付申請の受付を実施していましたが、貴法人が運営される箕面市内事業所からは、申請の有無についてのご連絡をいただけていません。

ついでには、受付期間を延長しますので、下記内容をご確認のうえ、**令和6年10月31日(木)までに**申請を行っていただきますようお願いいたします。**(申請予定だが期限までに準備が整わない等の場合は、必ず期限までにメールでその旨をご連絡ください。)**

**なお、申請を行わない場合も、お手数ですが、期限までに申請フォームまたは電子メールにて、その旨をお知らせいただくようお願いいたします。**

また、すでに申請またはご連絡をいただいている場合は行き違いにつきご容赦ください。

## 記

### 1 事業概要

電気・ガス料金が高騰する中、高騰分を利用料金などのサービス価格に転嫁することが困難な介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等に対し、その事業継続に向けた支援として、支援金を交付します。

なお、支援対象は「令和5年度において光熱費高騰の影響を受けた事業所」に限り、その算定にあたっては令和3年度の光熱費と令和5年度の光熱費とを比較した結果等を用います。（詳細は2. 支給対象の〈影響額要件〉を参照してください）

### 2. 支給対象

支援金の支給対象は以下の要件を全て満たす介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等です。

〈申請者要件〉

- ①令和6年4月1日に箕面市内において別表に掲げるいずれかの施設を設置または管理していること。
- ②支援対象期間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）及び比較対象期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）のそれぞれにおいて、申請施設（別表に掲げる施設のうち、支援金の支給を受けようとする施設。以

- 下同じ。)の運営実績が一月以上あること。
- ③申請日において、申請施設を休止または廃止していないこと。
- ④申請施設が、市が設置した施設でないこと。
- ⑤暴力団密接関係者でないこと。(従業員、職員または使用人を含む)

<影響額要件>

以下の計算式により算定した結果、支援金額が1千円以上となること。

**計算式**  $(\text{㊦} - \text{㊧}) \div 2 - \text{㊨} = \text{支援金額}$  ※1千円未満の端数切り捨て

㊦ 支援対象期間 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) における申請施設にかかる電気料金及びガス料金の合計額 (施設利用者から電気料金及びガス料金相当額として徴収した費用等を除く)

㊧ 比較対象期間 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) の電気料金及びガス料金の合計額 (施設利用者から電気料金及びガス料金相当額として徴収した費用等を除く)

㊨ 申請施設について、以下の3つの支援事業により交付を受けた額の合計額 (以下の支援事業の対象であるが交付申請を行わなかった施設にあっては、申請により交付が見込まれた額)

- ・大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業 (第二弾)
- ・大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業 (第三弾)
- ・令和5年度箕面市社会福祉施設等物価高騰対策支援金事業

3. 支給金額

支給金額は、2. 支給対象の<影響額要件>内**計算式**により算定した支給金額です。但し、支給金額に1千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

4. 申請方法

電子申請システム (LoGo フォーム) により申請を受け付けます。

なお、同一建物内に複数の申請施設があり、それらの施設の支援対象期間及び比較対象期間が同一の場合は、原則として、支援金額の算定・申請を一体的に (それら複数の申請施設分を合算して) 行ってください。

電子申請システム (LoGo フォーム)

[https://logoform.jp/form/5CLo/minoh\\_06kounetuhisien](https://logoform.jp/form/5CLo/minoh_06kounetuhisien)

**お手数をおかけしますが、本支援金の申請を行わない場合もこのフォームまたはメールにて、その旨を必ずお知らせください。**



※別紙「計算シート」の提出 (電子申請システムへのアップロード) が必要です。

※令和4年度または令和5年度に箕面市社会福祉施設等物価高騰対策支援金の支給を受けている事業所等については、今回の支援金について、原則、令和4年度または令和5年度に箕面市社会福祉施設等物価高騰対策支援金を振り込んだ口座に振り込みます。別の口座への振込を希望する場合、または、箕面市社会福祉施設等物価高騰対策支援金の支給を受けていない場合は、申請の際に今回

の支援金を振り込む口座の通帳またはキャッシュカードの写し等の提出（電子申請システムへのアップロード）をお願いします。  
※電子申請システムが使えない・適正に作動しない場合はお問い合わせください。

## 5. 申請期間

令和6年7月24日（水）から10月31日（木）まで。【延長しました】

## 6. その他

申請方法やQ&A、計算シートの様式等は市ホームページに掲載していますのでご確認ください。（支援対象期間・比較対象期間に休止等がある場合の取り扱いについてもQ&Aでご案内していますのでご確認ください。）

### ■箕面市ホームページ

箕面市介護・障害福祉施設等光熱費高騰対策支援金の交付申請について

<https://www.city.minoh.lg.jp/lifeplaza/kounetuhisien.html>

## 7. 問い合わせ

申請方法等についてのお問い合わせは次の連絡先へお願いします。

なお、お問い合わせの際には予めQ&Aに同様の内容の記載がないかをご確認いただくとともに、可能な限り電子メールでのご連絡をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。（お問い合わせいただいた内容は、個別回答とともに、事業所名等を伏せた形で適宜Q&Aに追加掲載します）

【連絡先】※メールアドレスの☆は@に替えてご使用ください。

- 共通メールアドレス：[kounetuhisien☆maple.city.minoh.lg.jp](mailto:kounetuhisien☆maple.city.minoh.lg.jp)

※申請全般にかかわるお問い合わせ先

- 介護保険サービス：  
健康福祉部高齢福祉室（松本、久保、村尾）  
メール：[kaigo☆maple.city.minoh.lg.jp](mailto:kaigo☆maple.city.minoh.lg.jp)  
電話：072-727-9505  
ファクス：072-727-3539
- 障害福祉サービス  
健康福祉部障害福祉室（吉次、植松、永井）  
メール：[syogaifukushi☆maple.city.minoh.lg.jp](mailto:syogaifukushi☆maple.city.minoh.lg.jp)  
電話：072-727-9514  
ファクス：072-727-3539
- 障害児通所サービス：  
子ども未来創造局子どもすこやか室（矢木、吉田）  
メール：[ryouiku☆maple.city.minoh.lg.jp](mailto:ryouiku☆maple.city.minoh.lg.jp)  
電話：072-727-9520  
ファクス：072-727-9522

以上

別表（要綱第2条関係）

サービス種別	区分	対象施設
介護保険サービス事業所等	入所系	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 介護予防特定施設入居者生活介護事業所
	通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所
	訪問系等	訪問介護事業所 訪問リハビリテーション事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所 訪問看護事業所 介護予防訪問看護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス事業所 介護予防ケアマネジメント事業所 福祉用具貸与事業所 介護予防福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等	入所系	共同生活援助事業所 短期入所事業所
	通所系	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 生活介護事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型）事業所 就労継続支援（B型）事業所 地域活動支援センター 社会的雇用事業所
	訪問系等	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 相談支援（地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談）事業所